

令和 8 年

第 2 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

公開用

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ページ
2	専決処分の承認について (阿久根市税条例の一部を改正する条例)	1
3	専決処分の承認について (阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	8
4	専決処分の承認について (令和7年度阿久根市一般会計補正予算(第8号))	別 冊
5	繰越明許費繰越計算書の報告について	11
議 案 番 号	件 名	ページ
33	農業委員会の委員の任命について	14
34	農業委員会の委員の任命について	16
35	農業委員会の委員の任命について	19
36	農業委員会の委員の任命について	21
37	農業委員会の委員の任命について	23

38	農業委員会の委員の任命について	25
39	農業委員会の委員の任命について	27
40	農業委員会の委員の任命について	29
41	農業委員会の委員の任命について	31
42	農業委員会の委員の任命について	33
43	農業委員会の委員の任命について	35
44	農業委員会の委員の任命について	37
45	固定資産評価員の選任について	39
46	阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	40
47	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	42
48	阿久根市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	44
49	阿久根市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	46

50	令和8年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）	別冊
----	------------------------	----

報告第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第2号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

阿久根市長 西平良将

専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が公布されたこと等から、阿久根市税条例の一部改正について専決処分する。

阿久根市条例第12号

阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施

行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）、第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」

に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年

法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3

の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の阿久根市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(阿久根市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 阿久根市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年阿久根市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「の種別割」を削る。

報告第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第3号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

阿久根市長 西 平 良 将

専決処分する理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が
公布されたことから、阿久根市国民健康保険税条例の一部改正につい
て専決処分する。

阿久根市条例第13号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第26条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、「までに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

繰越明許費繰越計算書の報告について

繰越明許費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

令和7年度阿久根市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業	557,000	556,000					556,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍の氏名の振り仮名法制化対応事業	3,652,000	3,652,000		3,652,000			0
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護基盤整備事業	50,824,000	50,824,000		50,824,000			0
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	406,000	406,000		406,000			0
6 農林水産業費	1 農業費	活動火山周辺地域防災営農対策事業	5,308,000	5,308,000		5,308,000			0
		かごしまの農業未来創造支援事業（農地整備事業）	12,015,000	12,014,410		5,200,000	3,700,000	3,114,000	410
	3 水産業費	牛之浜漁港緊急自然災害防止対策事業	90,000,000	61,000,000			60,900,000		100,000
7 商工費	1 商工費	生活応援商品券事業	389,590,000	182,172,000		132,831,000			49,341,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業	3,290,000	2,954,600		1,580,000	1,300,000		74,600
		防災・安全交付金事業	25,918,000	16,782,086		9,876,000	6,900,000		6,086
		橋りょう修繕事業	82,390,000	60,148,000		35,405,000	24,700,000		43,000
	4 港湾費	高之口港改修事業	8,200,000	3,636,000		2,000,000	1,600,000		36,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9	消防費	消防団普通消防積載車整備事業	10,889,000	10,889,000	2,384,000	8,500,000			5,000
10	5	大川地区公民館トイレ改修事業	2,408,000	2,090,000	2,090,000				0
		新阿久根市立図書館建設用木材製材等事業	15,206,000	15,206,000	15,000,000				206,000
	6	保健体育費	総合運動公園施設長寿命化改修事業	97,812,000	97,812,000		24,200,000	73,600,000	12,000
合 計			798,465,000	525,450,096	19,474,000	279,782,000	172,700,000	3,114,000	50,380,096

議案第33号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	久 保 秀 幸
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 久 保 秀 幸 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第33号参考

久保秀幸氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※年※月※日

学歴

非公開

職歴

非公開

その他の役職

非公開

議案第34号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※
氏 名	中 野 和 徳
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 中 野 和 徳 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第34号参考

中野和徳氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※年※月※日

学歴

非公開

職歴

非公開

その他の役職

非公開

議案第35号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	牛 堀 佐 喜 子
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 牛 堀 佐喜子 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第35号参考

牛 堀 佐喜子 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第36号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※
氏 名	檜 八 重 玲 子
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 檜八重 玲 子 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第36号参考

樫八重 玲子 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第37号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※
氏 名	園 田 勇 一
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 園 田 勇 一 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第37号参考

園 田 勇 一 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第38号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	白 濱 和 利
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 白 濱 和 利 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第38号参考

白 濱 和 利 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第39号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	石 原 勇 一 郎
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 石 原 勇一郎 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第39号参考

石原 勇一郎 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第40号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	石 原 岩 雄
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 石 原 岩 雄 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第40号参考

石原岩雄氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※年※月※日

学歴

非公開

職歴

非公開

その他の役職

非公開

議案第41号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	高 原 熊 夫
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 高 原 熊 夫 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第41号参考

高 原 熊 夫 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第42号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	尻無濱 俊 幸
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 尻無濱 俊 幸 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第42号参考

屍無濱 俊 幸 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第43号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※
氏 名	矢 槿 学
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 矢 槿 学 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第43号参考

矢 樋 学 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第44号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	田 嶋 輝 男
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 田 嶋 輝 男 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第44号参考

田 嶋 輝 男 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

非 公 開

職 歴

非 公 開

そ の 他 の 役 職

非 公 開

議案第45号

固定資産評価員の選任について

下記の者を、固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※
氏 名	岩 下 亮 一
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

固定資産評価員 新町博行氏の辞任の申出に伴い、岩下亮一氏を選任しようとするものである。

議案第46号

阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例

阿久根市印鑑条例（昭和54年阿久根市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「又は個人番号カード」を「、個人番号カード」に改め、「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。））」を加える。

第16条第3項第1号中「記録された個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政
令第335号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとする
ものである。

(別紙)

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の阿久根市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた阿久根市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の阿久根市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第48号

阿久根市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

尾崎小学校を閉校するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市立学校設置条例の一部を改正する条例

阿久根市立学校設置条例（昭和40年阿久根市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「名称及び」を「小学校及び中学校の名称及び」に改め、同条第1号の表尾崎小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第49号

阿久根市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月15日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

阿久根市B & G海洋センター体育館会議室の冷暖房使用料を定める等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の(3)の表中

会議室	1室1時間			330
照明施設1時間につき	660	660	660	660

を

会議室	1時間につき	330円
会議室冷暖房	1時間につき	100円
照明施設	1時間につき	660円

に改める。

別表備考1中「使用料」を「使用料（冷暖房及び照明施設使用料を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。